

災害時における北海道開発局管内の災害応急対策業務及び
建設資材等調達に関する協定書

国土交通省北海道開発局長（以下「甲」という。）と、一般社団法人日本建設業連合会北海道支部長（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害応急対策業務及び建設資材等調達（以下「業務等」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震・豪雨等の異常な自然現象又は大規模な事故等による被害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う業務等に必要な事項を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務等の実施範囲・対象施設）

第2条 業務等の実施範囲及び対象施設は、次のとおりとする。

- 一 甲が管理し、又は工事中の公共土木施設等（以下「所管施設等」という。）における災害が発生し、又は発生するおそれがある箇所
- 二 甲の管内に位置する地方公共団体の所管施設等における災害が発生し、又は発生するおそれがある箇所
- 三 前二号に掲げるもののほか、大規模災害が発生した場合に甲が要請する国内における甲の管外の災害発生箇所（甲の管外に位置する地方公共団体の所管施設等を含む）

（災害応急対策業務）

第3条 甲又は部長等（開発建設部長、事務所長又は事業所長をいう。以下同じ。）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要と認めるときは、被災地の状況等を踏まえ甲と乙が調整の上、乙又は乙の会員に災害応急対策業務の実施を要請できるものとする。

- 2 甲は、前項の要請を行おうとするときは、口頭又は書面により、乙に乙の会員の使用可能な建設機械、建設資材等（以下「建設資機材等」という。）の状況、作業可能人員に関する情報等（以下「会員の情報」という。）の収集及び報告を要請するものとする。
- 3 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに会員の情報を収集し、甲に口頭又は書面により報告するものとする。ただし、甲の管内で非常体制基準に達した災害（震度6弱以上の地震）が発生した場合、乙は、前項の要請を待たずに、会員の情報の収集を開始し、甲へ報告するように努めるものとする。
- 4 甲又は部長等は、会員の情報等を踏まえ、乙の会員に口頭又は書面により、次の事項を明らかにして出動を要請するものとする。ただし、口頭による場合は要請後速やかに書面による要請手続きを行うものとする。
 - (1) 出動を要請する会員名
 - (2) 被災等の状況

- (3) 業務の内容
 - (4) 出動の場所
 - (5) 資機材の種類・数量
 - (6) 甲又は部長等の指名により所管施設等の応急措置に係る業務の実施について指示を行う者
 - (7) その他必要な事項
- 5 乙の会員は、甲又は部長等から第4項の要請があった場合、甲又は部長等の指名する者の指示を受け、速やかに所管施設等の被災状況を把握し、災害応急対策業務を実施するものとする。
- 6 乙及び乙の会員は、第1項の規定により甲から要請を受けたときは、特別な理由がない限りこれに応じるものとする。なお、業務の遂行に必要な事項について、甲又は部長等は乙又は乙の会員に可能な限り協力する。

(建設資材等の調達)

- 第4条 甲又は部長等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要と認めるときは、口頭又は書面により、乙又は乙の会員に建設資材等の調達（以下「調達」という。）を要請できるものとする。
- 2 乙又は乙の会員は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに乙の会員の保有する建設資材等の在庫情報を収集し、口頭又は書面により、当該要請者に報告するものとする。
- 3 甲又は部長等は、前項の規定により報告された建設資材等の在庫情報を踏まえて、口頭又は書面により、乙又は乙の会員に調達の具体的な内容を指示するものとする。
- 4 乙又は乙の会員は、前項の規定により調達の指示を受けたときは、速やかに調達を実施し、甲又は部長等の指示する場所に建設資材等を提供するものとする。
- 5 乙又は乙の会員は、第1項の規定により甲又は部長等から要請を受けたときは、特別な理由がない限りこれに応じるものとする。

(業務等の実施体制)

- 第5条 甲及び乙は、緊急時の連絡体制（乙の会員への緊急時の連絡体制を含む。）を整えるものとし、その連絡体制表を共有するものとする。また、変更が生じた場合は速やかに共有するものとする。
- 2 乙は、乙の会員への連絡体制及び乙の会員が有する建設資機材等の数量を把握し、本協定締結後、速やかに甲に報告するものとする。なお、本協定の有効期間を延長した場合も同様とする。
- 3 乙は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において迅速に業務等が実施できるよう、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものとする。

(地方公共団体等からの要請)

- 第6条 甲は、管内の地方公共団体等から第3条（災害応急対策業務）又は第4条（建設資材等の調達）に関する要請を受けたときは、乙に第3条第1項又は第4条第1項に基

づく業務等実施の要請のほか、地方公共団体等との間で契約を締結し、業務等を実施することを打診することができる。

2 甲は、被災状況に応じて、前項に関わらず、被災地方公共団体の位置する地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局と調整の上、甲の管外の地方公共団体等からの要請を受けたときは、乙に地方公共団体等との間で契約を締結し、業務等を実施することを打診することができる。

3 乙は、前2項の規定により甲から打診を受けたときは、可能な範囲でこれに応じるものとする。

(契約の締結)

第7条 甲又は部長等は、第3条第4項の規定により乙の会員に出動を要請したときは、遅滞なく、当該会員と出動の内容に係る契約を締結するものとする。また、第4条第3項の規定により乙又は乙の会員に調達を指示したときは、遅滞なく、乙又は乙の会員と当該調達の内容に係る契約を締結するものとする。

(保険加入)

第8条 乙の会員は、労災保険に加え、本協定に基づき業務等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償及び第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保するため、適切な保険契約を締結しておくよう努めるものとする。

(広報活動及び被災地での円滑な活動等の推進)

第9条 甲は、本協定に基づき乙又は乙の会員が実施する業務等の円滑な遂行及びその重要性に関する国民の関心と理解を深めるため、乙及び乙の会員と連携しつつ、広報活動及び啓発活動の充実等の取組を実施するよう努めるものとする。

2 乙又は乙の会員は、本協定を用いた甲又は部長等の要請に基づき活動する場合には、TEC-FORCE パートナーとして活動し、被災地において広報や災害応急対策業務等の円滑な実施のため、統一的な衣類等を着用できるものとする。

(訓練の実施)

第10条 甲及び部長等並びに乙及び乙の会員は、互いに防災訓練の参加依頼があった場合には、可能な限り参加するものとし、相互のスキルアップ及び協力体制の充実・強化を図るものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定を締結した日から令和9年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲又は乙のいずれからでも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了するときも同様とする。

(損害の負担)

第12条 乙又は乙の会員は、業務等の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合、又は人員若しくは建設資機材等に損害が生じた場合、その事実の発生後、遅滞なく、その状況を書面により当該業務等の指示をした甲又は部長等に報告するとともに、その損害の負担については、公共工事標準請負契約約款に基づき作成・締結された契約書の規定によるものとする。

2 前項に関し、第6条(地方公共団体等からの要請)の規定により、甲が地方公共団体等からの要請により、乙に打診した業務等については、乙又は乙の会員が当該業務等を必要とした地方公共団体等と協議して定めるものとする。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の証として、本書2通を作成し、それぞれ甲及び乙が捺印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 8 年 3 月 9 日

甲 国土交通省北海道開発局

局長

遠藤 達哉



乙 一般社団法人日本建設業連合会北海道支部

支部長

奥村 一夫

